安全衛生のしおり

2024年

北野建設(株)安全管理本部
北和会全店安全管理委員会

はじめに

昨年は11月末までの期間で、全社で発生した通勤災害・他社労災を含めた労働災害は、重傷災害7件、軽傷災害6件、不休災害35件でした。その中で特に留意しなくてはならない災害が2件発生しています。一つ（災害①）は、6月に発生した1階開口部から地階コンクリート床（高さ6.3m）への「墜落災害」、もう一つ（災害②）は、10月に発生した一般的な市販化学薬品（水アカ洗浄剤：中性フッ化アンモニウム含有）を不適切な手袋を使用し作業を行っていたため、最終的に指先端の一部が壊死してしまった「化学薬品による熱傷災害」です。

この2件の災害発生状況及び類似災害再発防止対策については、P13～P14に掲載しておりますので、確認していただき、関係者へあらためて水平展開を図っていただくようお願い致します。

ところで、10月に発生した上記熱傷災害ですが、被災した日から約4週間後に元請事業者である当社へ報告があり、その時点で初めて重傷災害が発生していたことを認識できた状況でした。

【当該工事の組織】

一次会社：A社、　二次会社：B社、　三次会社：C社（被災者所属）

【被災後経過】

①被災当日　作業後、指先に痛みがあったが、職長に報告せず帰宅。帰宅後、救急病院へ行き受診。
※　現場作業によるとの説明せず。

②被災翌日　皮膚科医院へ行き受診。定期的な受診の指示を受ける。被災者からC社事業主へ連絡。
※　医院へは、家の掃除によるとの虚偽の内容を説明。

③被災18日後　医師から「壊死により指先端部1cmほどの切断が必要」と診断され、翌日その旨がC社事業主→B社担当者→A社専務へ伝達される。
※　上記以外も数回C社→B社→A社へ連絡はされていたが、当社へ報告はなかった。

④被災20日後　A社事業主がA社所在の所轄労働基準監督署に対し、自社の労災として扱えないかを相談。同署から「現場へ報告し、元請の労災にて対応」するよう指示を受ける。
A社事業主よりB社部長へ現場に報告するよう指示。結果としてその後6日間、当社への報告が滞っていた。

⑤被災27日後　A社専務、被災者、被災者夫人が現場事務所へ来場し、当該災害発生を当社が初めて認識することとなった。

⑥その後、現場責任者より各関係者へ連絡。労基署や施主等への報告や申請を実施することとなる。

長野労働局長の言葉としてある冊子に、「元請会社は【労災隠し】は割に合わないと認識している。ところが、下請会社は、依然として元請に迷惑を掛けるとして、【労災隠し】を行うケースが多い。【労災隠し】は、逆に元請会社へ迷惑を掛けてしまうことを認識すべき」との文章が掲載されていましたが、全くその通りです。

【労災隠し】は犯罪であり、【労災隠し】は絶対ダメです。

1. 工事現場で怪我を負ったり体調不良になった場合は、必ず元請け会社へ報告して下さい。
2. 元請け会社への報告をしてから、病院へ行く等の処置をとって下さい。
3. 現場での怪我等で治療を受ける際は、必ず「現場で怪我等をした」ことを病院側へ伝えて下さい。

安 全 衛 生 方 針

「人命の尊厳は何人も侵すことの出来ない至上のものである」

全ての社員及び協力業者の作業員は、労働安全衛生管理を徹底し、労働災害及びその他災害事故の発生を防止しなければならない。

安全衛生管理は企業存立の基盤をなすものであり、その確保と充実は企業の社会的責任である。

北野建設株式会社は、上記の安全衛生理念に基づき、安全衛生方針を表明する。

1　キタノコスモス（労働安全衛生マネジメントシステム）に則り、ＰＤＣＡサイクル(計画－実施－検証－改善)を適切に運用し、安全衛生管理活動の形骸化防止を図る。

2　労働災害ゼロを目指し、建設事業所のあらゆる危険有害要因を排除するため、店社及び作業所の社員並びに関係する事業者が一体となって安全衛生管理活動を継続的に実施する。

3　労働安全衛生関係法令、建設事業所において定めた安全衛生に関する規定等を遵守することにより、全ての社員及び関係する作業員の快適職場を確保する。

4　からだとこころの健康づくりと、メンタルヘルスケアの充実を通じて、全ての社員及び協力業者の作業員がいきいきと働ける環境を整備する。

令和６年１月１日

北 野 建 設 株 式 会 社
取締役専務執行役員
安 全 管 理 本 部 長
(キタノコスモス最高責任者)　山　﨑　義　勝

令和６年全店安全衛生目標

「死亡重篤災害・重大災害ゼロの堅持」

重点施策

1　三大災害（墜落転落・倒壊崩壊・重機災害）の防止

2　火災事故の防止

3　第三者災害防止及びインフラ管理の徹底

4　健康管理とメンタルヘルスケアの取り組み

5　交通事故及び通勤災害の防止

北野建設 労働安全衛生マネジメントシステム

KITANO COHSMS キタノコスモス

キタノコスモスは、運用開始から3年目、コスモス認定の取得から2年目を迎えます。
引き続き、当社の内勤（店社）、工事現場（作業所）及び協力業者の皆様と一緒に、PDCAサイクルを回しながら安全衛生水準のレベルアップを図って参りましょう。

1 キタノコスモスの目的

- ☞ **店社（内勤）**と**作業所（工事現場）及び各会議体**が一体となって、
- ☞ **リスクアセスメント**を取り入れた **PDCA サイクル**により
- ☞ **労働災害の防止**を図るとともに、心と体の**健康**と**快適職場づくり**を実現し、
- ☞ **企業の安全衛生水準の向上**を目指します

2 キタノコスモスの構成

キタノコスモスにおける必要事項と PDCA サイクルの関係図は以下の通りです。
緑色は作業所、青色は店社、中心の赤色はシステム共通の事項を表しています。

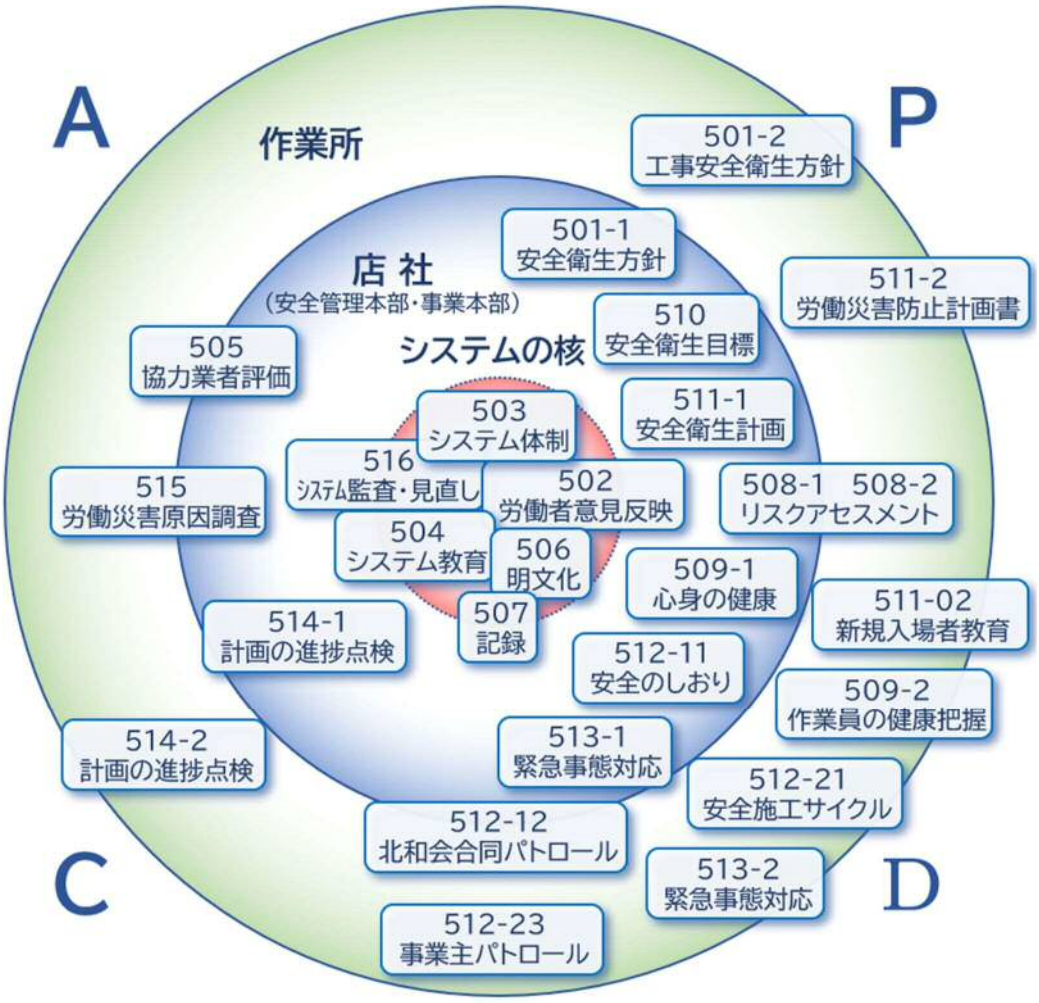

各事項ごとに、「いつ」、「だれが」、「何を」、「どのように」 行うかを規定（明文化）している

3 システム文書の主な改訂事項

2023年の内部監査の結果や、災害・事故再発防止策等を反映して、システム文書の改訂を行いました。主な改訂事項は次の通りです。

① 512-21 安全施工サイクル実施要領

建築工事の**危険有害作業に係る作業**においては、**危険予知活動（KY）**時に、**作業毎に専用の書式を使用する**ことになりました。それ以外の作業は全作業共通書式を使用します。
なお、書式は本社建築事業本部、東京建築事業本部共通の仕様です。
（ KY 専用書式＝壁既成版、足場組立、足場解体、杭・山留、型枠支保工、鉄骨建方、木造建方、屋根板金、解体、伐木伐採 ）

② 508-2 作業所のリスクアセスメント実施要領

危険有害作業事前打合せの議事録書式を改訂し、災害等のリスクに対する措置について、当社や協力業者の方々の**役割分担をより明確に確認できる体裁**になりました。
これも本社、東京の建築共通仕様です。

③ 508-1 店社のリスクアセスメント実施要領

営業部から建築部への引継ぎ書類（着工会議資料）に、**解体工事の有無**や**第三者災害等のリスク情報**を記載することとし、併せて、着工前にリスク検討を行う各会議体（着工準備会議、着工会議等）で使用する帳票に**「インフラ確認シート」**を追加しました。

社員の皆さんへ　システム文書、工種別リスクアセスメントデータベース、化学物質リスクアセスメントシート等のキタノコスモス関係書類は、こちらに保管されています。
BOX＞全社共有フォルダ＞マネジメントシステム＞キタノコスモス

4 化学物質管理の徹底

「化学物質リスクアセスメントシート」の作成をお願いします

労働安全衛生法では、化学物質のリスクアセスメント調査が義務になっており、本年4月からは対象物質の範囲が拡がります。キタノコスモスでは、「化学物質リスクアセスメントシート」の活用により、簡便にリスクアセスメント調査の実施と措置方法を確認できます。

協力業者の皆さんは、工事現場に化学物質が含まれる工事材料を持ち込む際は、シートを作成のうえ、内容を当社社員と確認のうえ作業を行ってください。

また、業務用のみならずホームセンター等の市販材料を持ち込む場合にも、「**GHS ラベル**」の表記があるものや、使用上の注意に「SDS を読み使用すること」等の表記がある場合には、必ずシートを作成し、措置内容を確認のうえ作業を行ってください。

GHS ラベルの一例

感嘆符	どくろ	健康有害性
（急性毒性、皮膚腐食性・刺激性等）	（急性毒性）	（呼吸器有害性、発がん性等）

協力業者の皆さんへ

「化学物質リスクアセスメントシート」は、 **グリーンサイトの掲示板** もしくは **北和会安全管理委員会のホームページ** をご参照ください。 また、キタノコスモスに関するご質問や、「コスモス認定」又は中小企業向け「コンパクトコスモス」にご興味のある方は、安全管理室までお問い合わせください。

２０２４年　安全衛生計画

● 本社建築事業本部

安全衛生目標	目標値	備　　考
死亡重篤災害・重大災害ゼロの堅持	死亡重篤災害ゼロ	重篤災害の定義＝後遺障害を伴う怪我又は病気
	重大災害ゼロ	重大災害の定義＝一度に３人以上の死傷又は罹患
休業災害発生の抑止	重傷災害2件以下	過去3年間の平均 6.3件
	軽傷災害5件以下	過去3年間の平均 6.0件
労働災害の発生頻度	全度数率9.87以下	過去3年間の平均値 9.87（全休業災害 平均12件/年）
※一人親方・交通事故による全労働災害を含む		※全度数率の定義＝不休を含めた被災者数/延べ実労働時間数×1,000,000
労働災害による損失日数	強度率0.09以下	過去3年間の平均値 0.09（全損失日数 平均424日/年）
※一人親方･交通事故の軽傷･重傷を含む		※強度率の定義＝延べ労働損失日数/延べ実労働時間数×1000(軽傷災害含む)
火災事故発生ゼロ	事故発生ゼロ	
第三者損害発生ゼロ	損害発生ゼロ	第三者人身事故、第三者の事業への支障事故
インフラ事故発生の抑止	事故件数2件以下	過去3年間の平均 3.3件
交通事故発生の抑止（通勤災害）	事故件数2件以下	通勤を含む業務上交通事故

※(　)内は、昨年の合同パトロールの【指摘数】/【該当数】です。

実施項目	管理目標値 合同Ｐ指摘率	具体的な実施対策	安全パトロール チェックシート番号
墜落転落災害防止 （昨年の指摘率5.2%）	4.5%以下 (162/3,122)	・統括安全衛生責任者巡視の徹底 ・不安全設備の排除 ・安全帯使用の徹底 ・足場組立変更後の指名者による点検の実施 ・作業開始前の作業場所点検の実施 ・安全設備一時撤去時のルールの周知と遵守	2106～2116、2201、2401、2403、2501～2502、2505、2601～2602、2705、2709 2102、2104、2301、2303、2404、2704、2706～2707、3205、4307
倒壊崩壊災害防止 （昨年の指摘率2.8%）	2.5%以下 (31/1,117)	・作業開始前の地山、山留の点検・記録の実施 ・壁つなぎ取付状況(方法、ピッチ、位置)の確認 ・壁つなぎ盛替え方法の事前検討の実施 ・足場の組立・変更・悪天候後の点検と記録	3201、3205、3302、3305～3306 2101、2106～2116
重機災害防止 （昨年の指摘率1.4%）	1.0%以下 (36/2,658)	・合図者･誘導者･監視員のカラーベストの着用 ・作業区画の明確な区画の設置 ・グーパー合図の徹底と重機の停止	4101～4709、8201～8203、8205～8207、9101～9103
火災・爆発災害防止 （昨年の指摘率1.9%）	1.5%以下 (44/2,346)	・火気使用場所の状況確認と養生の徹底 ・火気使用3時間後の消火確認 ・酸素･アセチレン･、ガソリン･灯油、有機溶剤の適正管理の徹底	1502、6101～6104、6202、6301、6401～6403、6101、6103、6301、X201～X204、X206～X207、X210
健康障害防止 （昨年の指摘率1.1%）	1.0%以下 (25/2,198)	・WBGT予測値による科学的管理の徹底 ・職長による健康状態の監視及び適正配置 ・新規入場時血圧測定結果に基づく配置の指導 ・事業主による持病の把握と適正指導の実施	X401～X404、1110、1113、1503、5202、5401、5501、5601、6201、6203～6204、6302、8301～8306、9204、X102～X103、X201～X208、X210～X308、X501～X605
化学物質災害防止 （昨年の指摘率1.3%）	1.0%以下 (17/1,291)	・市販品を含めた資材の化学物質リスクアセスメント　(RA)の確実な実施 ・RA実施結果に則った措置の徹底･遵守	X201～X210、X501～X510、X601～X605

本社Gr.年間安全スローガン

２０２４年　安全衛生計画

● 東京建築事業本部

安全衛生目標	目標値	備　　考
死亡重篤災害・重大災害ゼロの堅持	死亡重篤災害ゼロ	重篤災害の定義＝後遺障害を伴う怪我又は病気
	重大災害ゼロ	重大災害の定義＝一度に３人以上の死傷又は罹患
休業災害発生の抑止	重傷災害2件以下	過去3年間の平均 2.3件
	軽傷災害２件以下	過去3年間の平均 2.0件
労働災害の発生頻度	全度数率13.7以下	過去3年間の平均値 13.71（全休業災害 平均4件/年）
※一人親方・交通事故による全労働災害を含む		※全度数率の定義＝不休を含めた被災者数/延べ実労働時間数×1,000,000
労働災害による損失日数	強度率0.13以下	過去3年間の平均値0 .13（全損失日数 平均159日/年）
※一人親方･交通事故の軽傷･重傷を含む		※強度率の定義＝延べ労働損失日数/延べ実労働時間数×1000(軽傷災害含む)
火災事故発生ゼロ	事故発生ゼロ	
第三者損害発生ゼロ	損害発生ゼロ	第三者人身事故、第三者の事業への支障事故
インフラ事故発生の抑止	事故件数2件以下	過去3年間の平均 3.3件
交通事故発生の抑止（通勤災害）	事故件数2件以下	通勤を含む業務上交通事故

※(　)内は、昨年の合同パトロールの【指摘数】/【該当数】です。

実施項目	管理目標値 (合同Ｐ指摘率)	具体的な実施対策	安全パトロール チェックシート番号
墜落転落災害防止 （昨年の指摘率4.7%）	4.5%以下 (87/1,848)	・統括安全衛生責任者巡視の徹底 ・不安全設備の排除 ・安全帯使用の徹底 ・足場組立変更後の指名者による点検の実施 ・作業開始前の作業場所点検の実施 ・安全設備一時撤去時のルールの周知と遵守	2106～2116、2201、2401、2403、2501～2502、2505、2601～2602、2705、2709 2102、2104、2301、2303、2404、2704、2706～2707、3205、4307
倒壊崩壊災害防止 （昨年の指摘率2.3%）	2.0%以下 (13/670)	・作業開始前の地山、山留の点検・記録の実施 ・壁つなぎ取付状況(方法、ピッチ、位置)の確認 ・壁つなぎ盛替え方法の事前検討の実施 ・足場の組立・変更・悪天候後の点検と記録	3201、3205、3302、3305～3306 2101、2106～2116
重機災害防止 （昨年の指摘率2.0%）	1.8%以下 (17/845)	・合図者･誘導者･監視員のカラーベストの着用 ・作業区画の明確な区画の設置 ・グーパー合図の徹底と重機の停止	4101～4709、8201～8203、8205～8207、9101～9103
火災・爆発災害防止 （昨年の指摘率2.9%）	2.5%以下 (20/699)	・火気使用場所の状況確認と養生の徹底 ・火気使用3時間後の消火確認 ・酸素･アセチレン･、ガソリン･灯油、有機溶剤の適正管理の徹底	1502、6101～6104、6202、6301、6401～6403、6101、6103、6301、X201～X204、X206～X207、X210
健康障害防止 （昨年の指摘率0.8%）	0.7%以下 (17/1,642)	・WBGT予測値による科学的管理の徹底 ・職長による健康状態の監視及び適正配置 ・新規入場時血圧測定結果に基づく配置の指導 ・事業主による持病の把握と適正指導の実施	X401～X404、1110、1113、1503、5202、5401、5501、5601、6201、6203～6204、6302、8301～8306、9204、X102～X103、X201～X208、X210～X308、X501～X605
化学物質災害防止 （昨年の指摘率0.4%）	0.4%以下 (6/1,409)	・市販品を含めた資材の化学物質リスクアセスメント　(RA)の確実な実施 ・RA実施結果に則った措置の徹底･遵守	X201～X210、X501～X510、X601～X605

東京Gr.年間安全スローガン

２０２４年　安全衛生計画

● 土木事業本部

安全衛生目標	目標値	備　　考
死亡重篤災害・重大災害ゼロの堅持	死亡重篤災害ゼロ	重篤災害の定義＝後遺障害を伴う怪我又は病気
	重大災害ゼロ	重大災害の定義＝一度に３人以上の死傷又は罹患
休業災害発生の抑止	重傷災害2件以下	過去3年間の平均 6.3件
	軽傷災害5件以下	過去3年間の平均 6.0件
労働災害の発生頻度	全度数率9.87以下	過去3年間の平均値 9.87（全休業災害 平均12件/年）
※一人親方・交通事故による全労働災害を含む		※全度数率の定義＝不休を含めた被災者数/延べ実労働時間数×1,000,000
労働災害による損失日数	強度率0.09以下	過去3年間の平均値 0.09（全損失日数 平均424日/年）
※一人親方･交通事故の軽傷･重傷を含む		※強度率の定義＝延べ労働損失日数/延べ実労働時間数×1000(軽傷災害含む)
火災事故発生ゼロ	事故発生ゼロ	
第三者損害発生ゼロ	損害発生ゼロ	第三者人身事故、第三者の事業への支障事故
インフラ事故発生の抑止	事故件数2件以下	過去3年間の平均 3.3件
交通事故発生の抑止（通勤災害）	事故件数2件以下	通勤を含む業務上交通事故

※(　)内は、昨年の合同パトロールの【指摘数】/【該当数】です。

実施項目	管理目標値 (合同Ｐ指摘率)	具体的な実施対策	安全パトロール チェックシート番号
墜落転落災害防止 （昨年の指摘率5.2%）	4.5%以下 (162/3,122)	・統括安全衛生責任者巡視の徹底 ・不安全設備の排除 ・安全帯使用の徹底 ・足場組立変更後の指名者による点検の実施 ・作業開始前の作業場所点検の実施 ・安全設備一時撤去時のルールの周知と遵守	2106~2116、2201、2401、2403、2501~2502、2505、2601~2602、2705、2709 2102、2104、2301、2303、2404、2704、2706~2707、3205、4307
倒壊崩壊災害防止 （昨年の指摘率2.8%）	2.5%以下 (31/1,117)	・合図者･誘導者･監視員のカラーベストの着用 ・作業区画の明確な区画の設置 ・グーパー合図の徹底と重機の停止 ・転落の恐れがある場所の誘導者の配置又は手摺等の設置	4101~4709、8201~8203、8205~8207、9101~9103
重機災害防止 （昨年の指摘率1.4%）	1.0%以下 (36/2,658)	・作業開始前の地山、山留の点検・記録の実施 ・壁つなぎ取付状況(方法、ピッチ、位置)の確認 ・壁つなぎ盛替え方法の事前検討の実施 ・足場の組立・変更・悪天候後の点検と記録	3201.、3205、3302、3305~3306 2101、2106~2116
火災・爆発災害防止 （昨年の指摘率1.9%）	1.5%以下 (44/2,346)	・火気使用場所の状況確認と養生の徹底 ・火気使用3時間後の消火確認 ・酸素･アセチレン･、ガソリン･灯油、有機溶剤の適正管理の徹底 ・火薬の適正な取扱いと保管管理の徹底	1502、6101~6104、6202、6301、6401~6403、6101、6103、6301、X201~X204、X206~X207、X210
健康障害防止 （昨年の指摘率1.1%）	1.0%以下 (25/2,198)	・WBGT予測値による科学的管理の徹底 ・職長による健康状態の監視及び適正配置 ・新規入場時血圧測定結果に基づく配置の指導 ・事業主による持病の把握と適正指導の実施 ・酸欠並びに硫化水素中毒、一酸化炭素中毒防止対策の徹底	X401~X404、1110、1113、1503、5202、5401、5501、5601、6201、6203~6204、6302、8301~8306、9204、X102~X103、X201~X208、X210~X308、X501~X605
化学物質災害防止 （昨年の指摘率1.3%）	1.0%以下 (17/1,291)	・市販品を含めた資材の化学物質リスクアセスメント　(RA)の確実な実施 ・RA実施結果に則った措置の徹底･遵守	X201~X210、X501~X510、X601~X605

２０２４年　行事・教育等年間計画

共通行事

項　目	実 施 事 項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年間計画 （四半期・月間・週間運動等）	四半期毎の災害防止強化運動		冬季災害			不安全行動			夏季災害			不安全設備	
	全国建設業労働災害防止大会										3,4	(東京)	
	全国労働安全・衛生週間						準備	1～7		準備	1～7		
	年末年始無災害運動	～15											1～
	年度末労働災害防止強調月間			1～31									
	過労死等防止啓発月間											1～30	
キタノコスモス システム教育	導入・店社教育												
	作業所教育	（適用事業所に対し随時）											
	協力業者教育	（適用事業所に対し随時）											
	内部監査者導入教育												
	リスクアセスメント教育												

本社建築事業本部

項　目	実 施 事 項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北和会活動等（長野）	安全衛生大会・研修会等	周知会		研修会 選考会	19 26		安全大会 4				建災防全国大会 3,4		
	北和会合同パトロール（10/29：特別パトロール）	11	1	7	4	2	6	4	1	5	10 29	7	5
	事業主パトロール　　※指定現場対象	（随時実施）											
	北和会合同安全管理委員会		9			17			23				13
北和会活動等（松本）	安全衛生大会・研修会等	周知会			研修会 19	選考会 14	安全大会 27				建災防全国大会 3,4		
	北和会合同パトロール（10/29：特別パトロール）	18	8	14	12	10	13	12	9	13	18 29	21	12
	安全管理室合同パトロール	30	27	26	30	28	25	30	27	24	30	26	24
	事業主パトロール　　※指定現場対象	（随時実施）											
	北和会合同安全管理委員会	5				14	27						12
社員教育等	社員教育　（社寺・リフォーム・設備）		1		4		6		1		10		5
	社員教育　（建築5,6年）※1	19	9	8	12	17	14	12	9	13	18	8	13
	社員教育　（建築3,4年）※1	12	2	1	5	10	7	5	2	6	11	1	6
	社員教育　（建築2年）※1	18	15	14	18	23	20	18	22	19	24	14	19
	社員教育　（建築1年）※1	25	21	21	15		26	24	28	25	30	20	25
（長野）	部門別災害防止協議会（リフォ1月,4月,7月,10月） （社寺5月,11月）	18			18	14		18			17	5	
（松本）	部門別災害防止協議会（リフォ2月,4月,7月,10月）		15		25			18			17		
	職長・安全衛生責任者教育 ※2		22 23			23 24			29 30				19 20

※1）年次のカテゴリーや実施日については変更の可能性があります

※2）上記以外の特別教育（研削砥石・丸鋸・足場作業従事者・振動工具等）は、10名程度の申し込みがあれば随時開催

２０２４年　行事・教育等年間計画

東京建築事業本部

項　目	実 施 事 項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北和会活動等（東京）	安全衛生大会・研修会等	周知会					安全大会 13			建災防全国大 3,4		安全セミナー 22	
	北和会合同パトロール（8/21：安全の日 一斉パトロール）	16	8 20	7 19	4 16	14	6 18	4 23	8 21	5 19	3 22	7 19	5 17
	事業主パトロール　　※指定現場対象	（随時実施）											
	北和会安全管理委員会	祈願 12		理事会 8	理事会 12	理事会 祈願 24			理事会 2	祈願 6		理事会 8	
北和会活動等（大阪）	安全衛生大会・研修会等	周知会					安全大会 13				安全セミナー	22	
	北和会合同パトロール	17	21	21	17	15	19	17	21	18	16	20	18
	安全管理室パトロール	（第２・第４週）											
	事業主パトロール　　※指定現場対象	（随時実施）											
	北和会安全管理委員会	祈願 22	22		25		27		22		24		26
社員教育等	社員教育　（リフォーム・設備）	建築部社員教育に準ずる											
	社員教育　（建築5.6年）※1	19	9	8	12	17	14	12	9	13	18	8	13
	社員教育　（建築3.4年）※1	12	2	1	5	10	7	5	2	6	11	1	6
	社員教育　（建築2年）※1	18	15	14	18	23	20	18	22	19	24	14	19
	社員教育　（建築1年）※1	25	21	21	15		26	24	28	25	30	20	25
	部門別災害防止協議会（リフォーム：1月,4月,7月,10月）	東京本社は実施予定無し											
	職長・安全衛生責任者教育 ※2										18 19		

※1）年次のカテゴリーや実施日については変更の可能性があります

※2）上記以外の特別教育（研削砥石・丸鋸・足場作業従事者・振動工具等）は、10名程度の申し込みがあれば随時開催

土木事業本部

項　目	実 施 事 項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
北和会活動等（本社）	安全衛生大会・研修会等	周知会		研修会	19 26		安全大会 4				建災防全国大 3,4		
	北和会合同パトロール	11	1	7	4	2	6	4	1	5	10	7	5
	事業主パトロール　　※全現場対象	（随時実施）											
	北和会合同安全管理委員会		9			17			23				13
北和会活動等（東京本社）	安全衛生大会・研修会等	周知会					安全大会 13			建災防全国大 3,4		安全セミナー 22	
	北和会合同パトロール（8/21：安全の日 一斉パトロール）	17	7 21	6 21	3 17	15	5 19	3 17	7 21	4 18	2 16	6 20	18
	事業主パトロール　　※全現場対象	（随時実施）											
	北和会安全管理委員会	祈願 12		理事会 8	理事会 12	理事会 祈願 24			理事会 2	祈願 6		理事会 8	
社員教育等	社員教育	30 31	27 28	28	23 24	28 29	27	30 31	27 28	26	29 30	26 27	26
（本社）	職長・安全衛生責任者教育 ※		22 23			23 24			29 30				19 20
（東京本社）	職長・安全衛生責任者教育 ※										18 19		

※ 上記以外の特別教育（研削砥石・丸鋸・足場作業従事者・振動工具等）は、10名程度の申し込みがあれば随時開催

全社 労働災害発生状況

※交通事故（道路上）含む

	2022年（1/1～12/31）							2023年（1/1～11/30）							昨年比
	重傷	軽傷	不休	中小事業主等			計	重傷	軽傷	不休	中小事業主等			計	
				重傷	軽傷	不休					重傷	軽傷	不休		
本　　社	0	3	12	1	0	1	17	4	5	16	1	0	3	29	12
松 本 支 店	0	2	3	1	0	0	6	0	0	1	1	0	0	2	−4
本 社 Gr. 計	0	5	15	2	0	1	23	4	5	17	2	0	3	31	8
東 京 本 社	1	1	15	0	0	4	21	0	0	10	1	1	3	15	−6
大 阪 支 店	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1
東 京 Gr. 計	1	1	15	0	0	4	21	0	0	11	1	1	3	16	−5
合　　計	**1**	**6**	**30**	**2**	**0**	**5**	**44**	**4**	**5**	**28**	**3**	**1**	**6**	**47**	**3**

本社グループ労働災害発生状況 （2011年～2023年）

休業災害発生件数の推移（一人親方・交通事故を含む）

型別	2020年	2021年	2022年	2023年
墜落転落	3	4	2	2
転倒	2	6	4	4
倒壊崩壊	2	0	2	1
飛来落下	6	3	1	2
激突され	2	0	0	1
切れこすれ	8	7	3	6
熱中症	6	4	1	5
挟れ巻込れ	8	0	4	2
動作の反動	1	1	4	2
交通事故	4	8	2	5
その他	5	3	0	1
合計	47	36	23	31

入場後	2020年	2021年	2022年	2023年
初日	5	3	4	4
2日～	6	6	1	6
7日～	2	4	2	2
14日～	5	6	3	3
1ヶ月～	19	12	11	9
6ヶ月～	10	5	2	7
合計	47	36	23	31

経験年数	2020年	2021年	2022年	2023年
1年未満	5	3	5	3
1年～	1	3	3	1
2年～	20	10	7	13
10年～	5	8	3	1
20年～	8	2	3	5
30年～	8	10	2	8
合計	47	36	23	31

被災時年齢	2020年	2021年	2022年	2023年
10代	1	1	0	0
20代	17	6	7	9
30代	8	9	3	5
40代	5	9	6	5
50代	6	5	6	8
60代以上	10	6	1	4
合計	47	36	23	31

上記のグラフ及び表から、本社Gr.において昨年は一昨年に比べ、休業災害が4件多く発生し、また全数でも8件の増加となっています。
事故の型別では、切れこすれ・熱中症が増加しています。また、例年と異なり昨年は、経験年数2年未満・被災時年齢20代の若い作業員による災害が多く発生しました。若年層に対する安全衛生指導を充実させ、個々の安全衛生水準向上を図るとともに、引続き「**不安全設備・不安全行動黙認の排除**」を徹底し、特に墜落災害撲滅を図っていきましょう。

度数率・強度率の推移（本社と松本支店の集計）		2021年	2022年
度数率	総合建設業	1.39	1.47
	北野建設	1.56	1.65
強度率	総合建設業	0.41	0.22
	北野建設	0.03	0.002

度数率：災害の発生頻度　強度率：災害の程度

災害事例①【墜落災害】

『災害発生日時』

令和５年６月２４日（土）　　９時０４分

『災害発生状況』

朝礼後、職長・同僚・被災者の３名で、建物１階の床防蝕工事完了後の床養生のため防炎シートを敷き込む作業を行っていた。

作業を進めていく中、床開口部回りの養生を行うため、当社社員と職長が開口部回りに設置されていた単管手摺(未固定)を一時撤去し、職長と同僚の２名で床シート養生を再開した。その時、当社社員は床養生作業に支障がある高所作業車を移動し、被災者は当該場所から離れた場所で単独作業を行っていた。

職長と同僚は、後で開口部に合わせてシートをカットするつもりで開口部の上もシートを被せた状態にしていた。職長が不足資材を取りに当該場所を行き、戻る際、離れた場所で作業していた被災者に声を掛け、被災者も当該場所へ移動し合流した。その際、シート直下に開口部があることを知らない被災者は、開口部上のシートに足を載せてしまい、６．３m下の地下ピットコンクリート床に墜落してしまった。

『被災傷病名』

腰椎Ｌ１．２．３横突起骨折、肋骨多発骨折、左上腕骨近位端骨折、左肘頭骨折

『類似災害防止対策』

１．墜落防止用単管手摺等の安全設備を許可を得ず撤去しない。作業上止むを得ず一時撤去する際は、工事責任者から許可を得て、作業手順を確認し、手順遵守にて一時撤去する。

２．墜落防止用単管手摺は安易に一時撤去できないように固定する。
単管手摺等を移動しないように注意表示を設置する。

３．開口部位置が常に分かるように、シート等で覆わない。

４．危険箇所での作業は、現地で危険場所を確認し、作業手順を具体的に指示する。

災害事例②【化学物質による熱傷災害】

『災害発生日時』

令和５年１０月１２日（木）　　１３時００分

『災害発生状況』

被災者は朝から、屋上パラペット角波サイディングのもらい錆落とし・水アカ落としの作業を単独で行なっていた。作業方法は、一般的なホームセンター等でも市販されているクリーナー等を使い、錆・水アカを拭き取る手順で行っていた。その際、手袋は掌部がゴム状で背面部が布状のものを使用していた。

昼休憩後に同様の仕事を再開、その際右手指先に痛みが感じられたが、夕方１７時まで継続して作業を行っていた。作業終了後、指先に痛みが感じられていることを職長に報告せず、そのまま自身で車を運転して帰宅した。

帰宅後の２０時頃、痛みが激しくなってきたため救急病院へ行き治療を受けた。翌日以降も痛みが続いていたたため、定期的に皮膚科医院に通い治療を継続していた。

１０月３０日、医師から「右１，２指が壊死しており先端を一部切除する必要がある」と宣告され、翌日被災者自らー次協力会社事業主にその旨を報告、連絡を受けたー次協力会社事業主は会社所在地を所管している労働基準監督署へ自社の労災として扱えないか相談。同署から「現場へ報告し元請けの労災にて対応」するように指導を受け、最終的に１１月８日現場事務所へ来場し現場責任者へ経緯の報告あり、、当社は本災害を始めて認知できた。

『使用したクリーナー等』

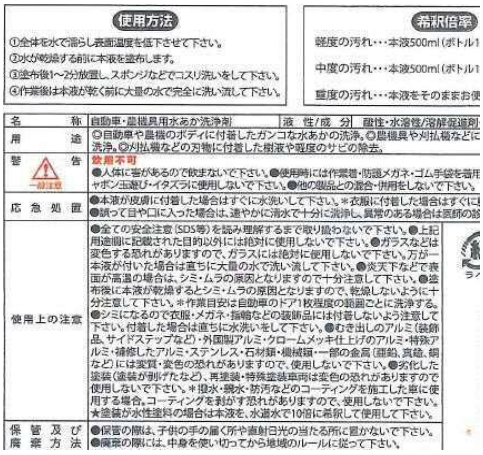

『類似災害防止対策』

１．一般的に市販されている洗浄剤も化学物資が含まれている可能性が多分にあるため、必ず容器裏面の「使用上の注意」事項等を確認してから使用する。

２．使用予定の一般的に市販されている資材を含め、化学物質が含まれている場合は必ずSDS(製品データシート)を取り寄せ、化学物資リスクアセスメントを実施する。

３．上記化学物質リスクアセスメントに基づいた保護具を確実に着用・使用する。

北野建設の規則と事業主の皆様へのお願い

北野建設の全現場共通の規則です。事業主の皆さんが責任を持って職長・作業員・関連の中小事業主及び一人親方に周知し、遵守するよう指導徹底して下さい。
不幸にして災害事故が発生してしまった場合、事業主の皆さんに弊社に来て頂き、どのように再発防止対策に取組んでおられるかを聞取り、報告して頂きます。

①事業主は、北野建設の行う安全衛生管理活動に対し協力するよう職長、作業員に指導して下さい。
また、北野建設が運用する安全施工サイクルに参画するよう指導して下さい。

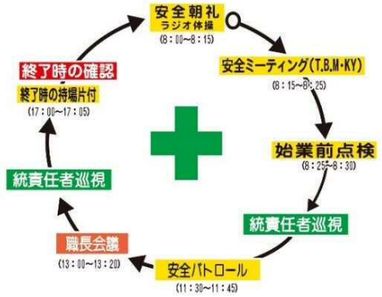

②事業主は、職長・作業員に作業所毎に送出し教育を実施し送出し、作業所で新規入場者教育を受講してから場内に入るよう指導して下さい。また、いかなる場合でも作業所内に入る際は、保護帽・安全靴等を着用させて下さい。新規入場者アンケートは必ず事前に記入したものを提出して下さい。

③事業主は、保安帽・安全帯(高さ5m以上での作業はフルハーネス型)・安全靴(屋外作業が主な業種は防滑タイプ)・保護メガネ・保護マスク・耐切創手袋等を具備させ、点検してから持ち込むよう指導して下さい。
＊作業場所・内容に応じた安全靴・安全帯を選択し、着用及び使用を指示して下さい。

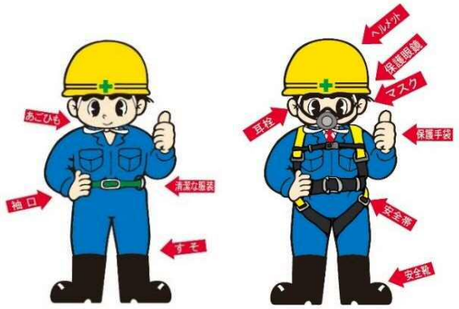

④事業主は、職長又は作業主任者が作業員の持込機器工具等の点検をおこない、異常のないものを持ち込むよう指導して下さい。

⑤事業主は、一人親方を入場させる時は、請負契約書写しを添付する等の当社規定に則った対応を講じるように指導して下さい。また、作業実態に即した労働者性となるように関係事業主に指導して下さい。
直近上位会社の職長から下位会社の作業員へ直接指揮命令することは法令上問題があります。

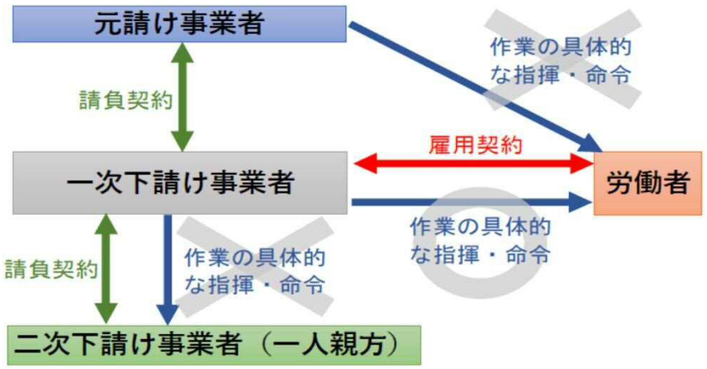

⑥事業主は、外国人技能実習生等を入場させる時は、在留カード写し、技能実習計画書と技能実習計画認定通知書及び「北野建設の作業所で仕事を開始する皆さんへ」を提出するように指導して下さい。パスポート写しの提出は必要ありません。
＊在留カード写しは、本人に提出の可否を確認して下さい。
（資料は北和会安全管理委員会HPに掲載）

⑦事業主は、玉掛け作業時は介錯ロープを使用し、3・3・3運動を徹底させ、他作業員が吊り荷の直下に入らぬよう区画するなど、飛来落下災害防止等に努めるよう指導して下さい。

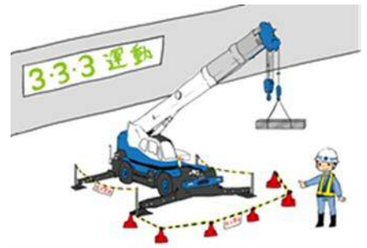

⑧事業主は、北野建設が特定した危険有害作業（高所作業・重機作業・クレーン作業・解体工事等）に該当する場合は、作業所毎のリスクを取り入れたRA作業手順書を作成させ、事前に現場に提出し協議した上で、決められた手順に従って作業するよう指導して下さい。

⑨事業主は、作業開始前に危険有害作業事前打合せ及び自社のRA作業手順書を活用し、当日の作業内容に則した危険予知活動を全作業員で実施するよう指導して下さい。また、事業主は作業員一人ひとりの役割に応じた危険予知活動が実施されるよう職長・作業員に対する指導をお願いします。
有資格作業に必要な資格の有無を確認するよう指導して下さい。

⑩事業主は、定期健康診断、特殊健康診断(該当者だけ)の受診状況を確認し、未受診者には受診するよう指導して下さい（未受診者は入場禁止）。また、職長に健康診断結果に応じた作業員の健康管理並びに適正な作業配置をさせるよう指導して下さい。

⑪事業主は、送出し教育の際、作業員の健康状態を確認させ作業所に送出すよう指導し、職長には毎朝作業員の健康状態(体調・顔色及び朝食抜き・睡眠不足・二日酔い・暴飲暴食等のない事)を確認させ、体調に応じた適正な配置をさせるよう指導して下さい。
また、作業員は体調・健康状態が悪い場合には、職長に報告し休憩・帰宅・病院に行く等の措置をとり、体調の悪いまま無理して作業を継続しないよう指導して下さい。

⑫事業主は、次の熱中症予防対策が徹底されるよう、職長を指導して下さい。
・職長は、⑫の体調確認を徹底し体調の悪い者は絶対に作業させない
・WBGT予報値及び実測値に応じ、こまめに休憩をとり、水分・塩分補給を行う(20分～)
・職長は、作業中も作業員の状況を監視すること
・熱中症を発症した場合や体調不良者が発生した場合は、当社係員へ報告し指示を受けること(必ず病院へ行かせること)。

⑬事業主は、作業員が速度超過・携帯使用禁止等道路交通法を遵守させるよう指導して下さい。（冬期は早めのタイヤ交換を指導して下さい）
また、通勤はゆとりをもち、安全運転を心掛けるように指導して下さい。

⑭事業主は、二次下請負業者等に対し、適正な社会保険加入と法定福利費の確保を指導徹底して下さい。
また、関係する一人親方に対しては、政府労災特別加入の日当給付金額の妥当性を確認するようにして下さい。

⑮事業主は、作業員の過重労働防止及びメンタルヘルス対策を講じ、心身の保持増進を図って下さい。

COHSMS

KITANO
CONSTRUCTION CORP.